

## ～ 巻頭言 ～



### 法務通訳翻訳教育の現場から

大阪大学グローバルコラボレーションセンター  
同大学院法学研究科（学内非常勤）

教授 津 田 守

「法務通訳翻訳」というのは、まだまだ広く認知を受けた表現となっていないかもしれない。ちなみに、通訳と翻訳はそれぞれ独立した業務ではあるが、現場においてはしばしば同じ通訳翻訳人によって同時並行的に進められているところから本稿では「通訳翻訳」として

いる。その意味するところは、司法通訳翻訳（legal interpreting and translation）を総称とする業務の一環として行われる、法務省・検察庁における業務である。具体的には検察庁における捜査取調、公判準備・公判、拘置所や刑務所等刑事施設での矯正処遇、保護観察所での指導、入国管理局での出入国や退去強制審査・警備・難民認定、法務局人権擁護部における相談などが含まれる。

さらに加えることのできる業務に「法整備支援と通訳翻訳」がある。法務総合研究所国際協力部の活動を支えるものであり、国連アジア極東犯罪防止研修所におけるものとともに、極めて重要な、かつ専門性のとりわけ高い業務を遂行している。一般の法務通訳翻訳ととりわけ異なっている点は、通訳や翻訳を直接必要としているのが2言語間のどちら側においても司法（法律）専門家であるからだ。

それらはどれも、この数十年間の日本における「国際化の進展」とともに需要が拡大しているもので、今後も法務通訳翻訳業務が増えることがあっても減ることはないであろう。もちろん、量的な側面のみならず、正確さや迅速性、それに通訳翻訳人の資質こそが大いに問われなければならないようになってきている。

しかしながら、本邦では「司法（法務を含む）通訳翻訳人」の養成は、警察庁や各都道府県警本部における語学教育とその延長としての「部内通訳者」育成プログラムを除いて、ほとんど実施されてこなかった。裁判所の場合には、「法廷通訳セミナー」や「法廷通訳フォローアップセミナー」などと呼ばれる研修が限定的に開催されてはいる。法務省・検察庁で言えば、通訳人を対象とする研修が全くないわけではないが、事件ごとに、その言語の通訳のできる者を確保していくところから始まって、近年ようやく、入国管理局や検察庁は独自に登録通訳人リストを作成しておくようになった。

以上のような背景を踏まえ、大阪外国語大学（平成19年10月以降は、統合され大阪大学）

では、その大学院に平成9年、全国最初の「司法通訳翻訳論」を、平成15年度にはやはり全国最初で（現在まで唯一の）「法務通訳翻訳」を主題とする科目を開設した。同時に開講されたのが「法廷通訳翻訳」、「弁護通訳翻訳」、「警察通訳翻訳」であり、司法のほぼ全域をカバーすることとなった。

平成16年度からは大学院「通訳翻訳専修コース」として毎年、10数名の専攻生を受け入れ、同21年度には、大阪大学大学院の複数（つまり、言語文化、人間科学、国際公共政策、法学などの）研究科の学生対象の「高度副プログラム（司法通訳翻訳論）」としてカリキュラムが再編されている。履修者は同年度の場合、46名であった。全科目のシラバスを含む具体的内容については次を参照されたい。大阪大学グローバルコラボレーションセンターのホームページを開き、そこから「教育プログラム」⇒「大学院高度副プログラム」⇒「司法通訳翻訳論」⇒「開講科目シラバス集」と進んでいくと確認できる。なお、これは毎年更新されるものである。

本プログラムは、司法通訳翻訳について、特に法律的手続、司法通訳人の役割や行動基準、司法通訳翻訳実習（中国語、韓国・朝鮮語、ロシア語、英語）が通訳翻訳学の理論・方法論・教育論とともに学べるようになっている。

法務省・検察庁以外からも、大阪府警察本部や大阪弁護士会から派遣された講師が、講義ばかりでなく、模擬実習における実践指導も行っている。また、課外活動として、積極的に要通訳事件の裁判傍聴を履修生には奨励している。

ここで、「法務通訳翻訳実務論」の平成22年度授業記録の一部を紹介しておこう。

第1回 4月14日「オリエンテーション」担当教官（以下同様）・津田守教授

第1期及び第2期の年間で2科目、各2単位となるこの授業の内容、形態、参加条件、成績基準等についてのオリエンテーション。

第2回 4月21日「法務省とその法務総合研究所についての総論」法務総合研究所国際協力部長

法務省の概説、法務総合研究所の組織・活動、国際協力部が行う法整備支援の概要、諸機関との協力関係等について。

第3回 4月28日「法務省の国際協力」法務総合研究所国際協力部教官

法務省の行う国際協力業務の概要と国際協力部の法整備支援の概要等。

第4回 5月12日「検察庁の機構と役割」大阪地方検察庁総務部副部長検事

刑事司法制度の概要説明、検察庁と法務省との関係、検察庁の機構と役割。

第5回 5月19日「社会正義実現のために（ビデオ上映と討論）」津田守教授

ある殺人事件を題材として検察の捜査・公判活動の実際を映像化した「検察の役割—社会正義実現のために」ビデオ上映（約70分間）と討論。

第6回 5月26日「捜査実務の概要、捜査における通訳翻訳業務の留意点」大阪地方検察庁公安部検事

犯罪の端緒を得て捜査を開始し、起訴処分あるいは不起訴処分に至るまでの手続の

概要，特に捜査手続において通訳人を必要とする場面を中心として捜査実務の解説。捜査における通訳人の立場，通訳人としての守秘義務の在り方，通訳に際しての留意事項等について解説と質疑応答。

第7回 6月2日「公判実務の概要，公判における通訳翻訳業務の留意点」大阪地方検察庁公判部検事

第1回公判期日に行われる冒頭手続から，審理，結審，判決に至るまでの刑事公判手続の概要，特に，公判手続における通訳人の立場，公判廷での通訳に際しての留意事項についての解説と質疑応答。通訳人に必要とされる公判準備，冒頭陳述書，証拠関係カード，論告等の通訳翻訳業務の実際について解説と質疑応答。

第8回 6月9日「法務総合研究所国際協力部見学」法務総合研究所国際協力部教官。

国際会議場見学，国際協力における通訳翻訳を含む業務説明。

第9回 6月9日「大阪地方検察庁庁舎見学と通訳委託業務の実際」大阪地方検察庁検事，検察広報官，公安部国際捜査担当官。

国際会議室に引き続き，大阪地方検察庁施設見学，業務説明及び公安部国際捜査担当による通訳委託業務の説明。捜査取調の模擬実習。

第10回 6月16日「裁判員制度」大阪地方検察庁検事

裁判員制度の概要と法廷及び捜査通訳翻訳人の在り方。

第11回 6月23日「国際協力部の広報ビデオ上映と討論」津田守教授

この後は，大阪法務局人権擁護部長による連続授業があり，10月からの第2セメスターには，大阪保護観察所次長，大阪入国管理局長，同総括次長，同審査監理官，同関西空港支局次長，同首席入国警備官，大阪刑務所国際対策室長らの講義（ないしは通訳翻訳実務指導）が行われた。

既述のように7年間，このような授業が開講されてきたのだが，通算で約160名が受講している。既に司法通訳翻訳人であった者や受講後に機会を得て業務に携わるようになった者を含めて受講生は，貴重な講義と実習から多くを学んできた。法学研究科所属の学生の中には，今後は，法務省・検察庁等の通訳翻訳人のユーザー機関に職を得る者も出てくることが期待される。その意味で，本科目は優れて「ユーザー教育」の役割も果たすことになっているのではないだろうか。

次に，過去数年間にこういった授業を受けた学生の，典型的ないしは興味深いコメントを幾つか書き出してみたい。

「日本の法務省がODAを通じてアジア諸国の基本法令の草案や改正，司法制度の整備，そして法曹の人材育成などの国際貢献をしていること，さらにはそういった支援に通訳翻訳人が欠かせない役割を持っていることを学びました。言語能力以外に，求められる資質のあることが理解できました。」（韓国人院生）

「中国から仲裁法と民事訴訟法の改正に当たり日本に協力要請をしたことを初めて知りました。法整備支援における通訳翻訳業務のやりがいについて理解できました。」(中国人交換留学生)

「内戦で破壊されたカンボジアで、日本の司法制度が大いに参考にされているということ、とても嬉しく思いました。制度のみならず日本の憲法は世界に誇れるものなので、決して旧宗主国でもない、同じように戦禍から立ち直った日本が協力することができれば一層意義があります。」(日本人院生)

「私自身ロシア語の通訳をしてきたので、日本がウズベキスタンに法整備支援をしているお話を伺って、大変に親近感を持ちました。」(日本人院生)

「一連の講義の中で最も興味を引かれたのは、法整備支援とその通訳翻訳に関することでした。法廷などの通訳においてはとにかく「正確さ」が大切だと学んできましたが、法整備支援の際の通訳翻訳者に求められるのは、文化や習慣に関する知識とそれを的確に伝えること、及び両者間のギャップを敏感に感じ取り、それを表すことではないかと感じました。同じ<法>に携わりながら、自分を殺して機械的に訳を紡ぐ法廷通訳と比べて、人間であること、両者の表情などから通り過ぎてしまいそうな盲点に気付く力が一層要求されると思います。」(日本人院生)

「法律制度は国によって違いますので、翻訳時に適切な単語を選ぶのは難しいと感じました。場合によっては説明を加えなければならないからです。授業中に解説をしていただいた<法><法令><政令><省令><法律>などの単語を自分の頭で中国語に訳してみました。何となく通じそうですが、中国語と日本語は同じ漢字圏に属しますので、漢字さえ書けば意思疎通ができるというメリットもある一方、意味の異なる漢字もたくさんあるので誤解を生じるというデメリットにも留意していなければなりません。」(中国人院生)

「ベトナム語を専攻していながら、日本がベトナムの法整備支援を行っていることを知りませんでした。そこではベトナム語も日本語も堪能な方が通訳翻訳をされていると思いますが、そのような方に私のような通訳翻訳者を目指している者に対しレクチャーをしていただけたらと思いました。ベトナム語はまだ少数言語で、訳語が統一されておらず、参考書などにも誤りがあります。私自身もっと法律用語の勉強を続けていかなければならないと、改めて考えさせられました。」(日本人院生)

「外国語に堪能な検事さんが教官として、このような法整備支援に尽力しておられる姿を拝見させていただきました。貴重な機会で大変に有り難く思いました。」(日本人院生)

最後に、今後の課題と展望を幾つか指摘しておきたい。

- 1 国内大学院では唯一の「法務通訳翻訳」科目が大阪大学で開講されていることから、同大学院在籍者のみならず、広く社会人、特に通訳翻訳業務に既に携わっている、ないしはそれを目指している人々にも、科目履修や研修などの形で利用してほしい。
- 2 逆に、これまで法整備支援における通訳翻訳実務に携わってきている方々に、その経験を分かち合ってもらえる場と機会を設けるべきである。

- 3 大阪大学外国語学部には24外国語専攻(東京外国語大学外国語学部には25外国語専攻)が開設されている。これらの中に、例えば、法整備支援において必要とされる言語があれば、その大学院課程において、通訳翻訳の理論と実践を指導する場と機会を、より積極的に創出するべきである。
- 4 日本は、法整備支援対象国から、将来の通訳翻訳人となりうる者を「留学生」として受け入れ、優れた日本語運用能力のみならず、日本の文化、歴史、法律などについての理解を持つ人材育成に寄与することができる。それが、1) や3) とともに、通訳翻訳のための長期的取組みの具現化となるであろう。
- 5 「法務通訳翻訳」を学ぶための教材や用語集の開発が一層進められなければならない。法務省刑事局法令研究会編『法律用語対訳集』(各国語編)も有益だが、近年の司法制度改革にも合わせた全面改訂版の刊行が待たれる。法務省の法令外国語訳・専門家会議『法令用語日英標準対訳辞書』も改訂を重ね、”Japan Law Translation”も掲載法令を増してはいるが、対象言語は英語に限られている。これらの対象言語を増やすことが期待される。(ちなみに、平成22年中に刊行の津田守編の仮題『通訳翻訳人のための刑事裁判用語辞典』では、10数言語を収録予定である。)

#### 参考文献

稲葉一生「巻頭言 法整備支援の課題」『IDC NEWS』第37号, 2008年12月号, 1-5頁。

[http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/keisai-kiji/icdnewsno37\\_5.pdf](http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/keisai-kiji/icdnewsno37_5.pdf)

亀卦川健一「法整備支援における通訳翻訳」津田守編『法務通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会, 2008年, 75-96頁。

亀卦川健一「大学などに対する国際協力部教官の派遣授業について」『IDC NEWS』第38号, 2009年3月号, 180-189頁。

[http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/keisai-kiji/icdnewsno38\\_09.pdf](http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/keisai-kiji/icdnewsno38_09.pdf)

坂野一生「カンボディア(カンボジア) 民法・民事訴訟法起草支援に関わって」『IDC NEWS』第7号, 2003年1月号, 91-98頁。

[http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/keisai-kiji/icdnewsno.07\\_3.pdf](http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/keisai-kiji/icdnewsno.07_3.pdf)

竹内眞由美「国際協力と通訳翻訳 法整備支援の業務」津田守編『法務通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会, 2008年, 99-107頁。

津田守「司法通訳翻訳」『辞典 多言語社会日本』岩波書店, 2005年, 79-82頁。

西松鈴美「司法通訳翻訳人訓練の方法論 大阪外国語大学大学院での実践」『通訳研究』, 第3号, 2003年, 103-121頁(次のウェブにアップロードされてもいる)。

[http://wwwsoc.nii.ac.jp/jais/kaishi2003/pdf/08-nishimatsu\\_final.pdf](http://wwwsoc.nii.ac.jp/jais/kaishi2003/pdf/08-nishimatsu_final.pdf)

渡辺由紀「法務通訳翻訳の世界 その多様性と将来性」『通訳研究』, 第3号, 2003年, 122-135頁。